

介護保険負担限度額認定証を交付された方の基本利用料

適用期間：令和8年6月1日～

介護保険負担限度額認定証を交付された方は、居住費、食費が軽減されます。

多床室

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	23,721 円	26,257 円	28,902 円	31,438 円	33,939 円
	居住費/月	0 円 (0 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	32,721 円	35,257 円	37,902 円	40,438 円	42,939 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 2 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	23,721 円	26,257 円	28,902 円	31,438 円	33,939 円
	居住費/月	12,900 円 (430 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	48,321 円	50,857 円	53,502 円	56,038 円	58,539 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ①	介護サービス費用自己負担額/月	23,721 円	26,257 円	28,902 円	31,438 円	33,939 円
	居住費/月	12,900 円 (430 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	56,121 円	58,657 円	61,302 円	63,838 円	66,339 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ②	介護サービス費用自己負担額/月	23,721 円	26,257 円	28,902 円	31,438 円	33,939 円
	居住費/月	12,900 円 (430 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	77,421 円	79,957 円	82,602 円	85,138 円	87,639 円

ユニット型個室

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	27,199 円	29,735 円	32,453 円	35,025 円	37,525 円
	居住費/月	26,400 円 (880 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	62,599 円	65,135 円	67,853 円	70,425 円	72,925 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 2 段 階	介護サービス費用自己負担額/月	27,199 円	29,735 円	32,453 円	35,025 円	37,525 円
	居住費/月	26,400 円 (880 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	65,299 円	67,835 円	70,553 円	73,125 円	75,625 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ①	介護サービス費用自己負担額/月	27,199 円	29,735 円	32,453 円	35,025 円	37,525 円
	居住費/月	41,100 円 (1,370 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	87,799 円	90,335 円	93,053 円	95,625 円	98,125 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 3 段 階 ②	介護サービス費用自己負担額/月	27,199 円	29,735 円	32,453 円	35,025 円	37,525 円
	居住費/月	41,100 円 (1,370 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	109,099 円	111,635 円	114,353 円	116,925 円	119,425 円

注) 月額は30日分の金額です。

介護保険負担限度額認定の要件について

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	* 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 * 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階①	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階②	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階 【非該当】	* 本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方 * 本人が市町村民税課税の方 * 配偶者が市町村民税課税の方 (世帯が分離している配偶者を含む。)	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

注) 年金収入等 = 公的年金等収入金額 (非課税年金を含む。) + その他の合計所得金額